

答申 情第55号

平成30年2月27日

相模原市議会議長 沼倉 孝太 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年1月9日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年9月7日付け議総第9号により相模原市議会（以下「実施機関」という。）が行った全部公開決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成28年8月24日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日に起きた障害者殺りく事件に関する情報一切」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「津久井やまゆり園 概要（8時00分現在）」ほか8件を公開請求に係る公文書と特定し、平成28年9月7日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年10月31日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成29年1月9日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)本件処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。本件開示文書には写真等が含まれているが、カラーのものは、請求者にカラーか白黒かを選択できるようにすべきである。
- (2)文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を行政文書ではないか情報公開の適用除外か解釈上の不存在か物理的不存在と判断することが違法である。
- (3)本件事件の重大性からして、精神保健、障害者福祉等を管轄しない係等に対しても横断的に連絡等がなされていることが考えられる。また、問い合わせや意見等が届いている可能性もあり、その回答等も作成されている可能性もある。それらの文書を特定すべきである。
- (4)本件事件は、歴史的にも重大な事件であり、本件担当課の所管業務に照らしても、配布資料、レジュメ、パネル、同使用許可書、市長や市議との議会質問等の遣り取り、質問に至らずとも何らかの遣り取りがあるはずであり、同事件に関して他に対象文書が全く存在しないとは考えられない。議会総務課以外の課の文書も当然、特定すべきである。

また、開示文書によると、議員に文書を配布した旨が記載されている。

その議員が保有する文書も特定すべきである。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、次のとおり特定した。

なお、本件審査請求を受け、改めて本件請求に係る対象公文書を確認したが、これら以外に作成及び取得しておらず、存在しなかった。

- ・津久井やまゆり園 概要（８時００分現在）
- ・神奈川県立津久井やまゆり園における殺傷事件について（第２報）
- ・神奈川県立津久井やまゆり園における殺傷事件について（第３報）
- ・厚生労働大臣の神奈川県立津久井やまゆり園の視察について
- ・神奈川県立津久井やまゆり園における殺傷事件にかかる追加資料
- ・部会の開催について（通知）（民生７月２９日）
- ・議会運営委員会協議日程
- ・交際費支出書（障害者施設「津久井やまゆり園」供花料として）
- ・相模原市議会議会局フェイスブック記事の投稿について「津久井やまゆり園で献花を行いました。」

5 審査会の判断

（１）本件対象公文書について

本件対象公文書は、神奈川県立津久井やまゆり園で平成２８年７月２６日に起きた入所者殺傷事件に関する公文書である。

（２）本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、上記９件以外にも対象公文書があるとの主張をしていることから、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

実施機関は、本件審査請求を受け、改めて確認したが、上記９件以外に対象公文書は存在しなかったとのことである。

当審査会が当審査会事務局職員をして、本件対象公文書の内容と、実施機関が開設するホームページに掲載されている会議録などの公表情報等との照合をさせたところ、特段不自然なところは見受けられず、他に対象公文書が存在するとは認められなかった。

したがって、上記９件以外には本件対象公文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書の特定は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、議員の保有する文書を特定するよう求めているが、対象公文書は、条例第２条第２項の規定により、実施機関の職員が職務上

作成し、又は取得した文書をいうものであり、実施機関の職員には市議会議員は含まれないとされていることから、審査請求人の主張は採用することができない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った全部公開決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月 9日	実施機関からの諮問
7月 7日	審議
7月21日	審議
9月 1日	審議
10月 6日	審議
平成30年 2月 9日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
眞木 康州